地帯間販売電源料			
他社販売電源料			
事業税			
合　計			

注　様式第1の注1及び2と同様とすること。

別表第二中「第29条の2」の次に「、第29条の2の2、第29条の2の3」を、「第29条の4」の次に「、第29条の5、第29条の6」を加える。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第三条　電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第三号中「第八まで」の下に「（社会的経済的事情の変動による法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に同規則第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあっては、同規則様式第八の二から第八の六まで）」を加える。

第四十条第二項第三号中「あっては一般電気事業託送供給約款料金算定規則」を「あっては同規則」に改め、「第十三まで」の下に「、社会的経済的事情の変動による法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金（同規則第二十九条の二の二又は第二十九条の五の規定により同規則第二十九条の二の二第一項各号に掲げる変動額又は同規則第二十九条の五第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等（同規則第二十九条の二の二第一項に規定する変動範囲内発電料金等をいう。）を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、当該変更後の託送供給約款を届け出る前に定めていた託送供給約款で設定した料金）を算定した際に同規則第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあっては、同規則様式第十四及び第十五」を加える。

（卸供給料金算定規則の一部改正）

第四条　卸供給料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百七号）の一部を次のように改正する。

様式第五中「地社購入電源費」を「他社購入電源費」に、「地社販売電源料」を「他社販売電源料」に、「金額の」を「変動金額の」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第八十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条（同法第九十九条において準用する場合を含む。）、第七十五条の二第一項及び第七十五条の三第一項の規定に基づき、道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十一月十六日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

道路運送車両の保安基準及び装置型式指定規則の一部を改正する省令

（道路運送車両の保安基準の一部改正）

第一条　道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項中「、被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車」に改める。

第三十三条の二の次に次の一条を加える。

（低速走行時側方照射灯）

第三十三条の三　自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）の側面には、低速走行時側方照射灯を備えることができる。

2　低速走行時側方照射灯は、自動車が告示で定める速度以下の速度で走行する場合において、当該自動車の側方にある交通上の障害物を確認でき、かつ、その照射光線が他の交通を妨げないものとして、灯光の色、明るさ等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

3　低速走行時側方照射灯は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

第四十一条の四第一項中「、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車」を「、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車並びに小型特殊自動車」に改める。

（装置型式指定規則の一部改正）

第二条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三　法第四十一条第七号の車枠及び車体のうち歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置（自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備えるものに限る。）

第二条第三十二号の次に次の一号を加える。

三十二の二　法第四十一条第十三号の灯火装置のうち低速走行時側方照射灯

第五条第一項の表中

六　第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第三改訂版	を
六の二　第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置		
六　第二条第六号の側面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十五号第三改訂版	に、
六の二　第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置		
六の三　第二条第六号の三の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置	第百二十八号	
二十八　第二条第三十二号の後退灯	第二十三号	を
二十八の二　第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	第二十三号	に、

第四十八号第五改訂版	第四十八号第五改訂版 第四十八号第六改訂版	に改め、同条第三項中「規則第四十八号第五改訂版」の下に「又は第四十八号第六改訂版」を加える。

第三号様式中

第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置		を
第二条第六号の二の側面衝突時の乗員保護装置		に、
第二条第六号の三の歩行者頭部保護装置及び歩行者脚部保護装置		
第二条第三十二号の後退灯	8以上	を
第二条第三十二号の後退灯	8以上	に
第二条第三十二号の二の低速走行時側方照射灯	5以上	

改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十一月十八日から施行する。